広島県選挙管理委員会告示第五十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会を開催することができる施設として指定している次の施設に、別表のとおり変更があった旨、江田島市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十八年七月十九日

広島県選挙管理委員会委員長　橋　本　宗　利

別表

<table>
<tr><th colspan="2">指　　定　　施　　設</th><th rowspan="2">変更事項</th><th rowspan="2">変　　更　　後</th></tr>
<tr><th>名　　称</th><th>所　　在　　地</th></tr>
<tr><td rowspan="2">宮ノ原隣保館</td><td rowspan="2">江田島市江田島町宮ノ原一丁目 14 番 12 号</td><td>名　称</td><td>宮ノ原交流プラザ</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td>江田島市江田島町宮ノ原二丁目 21 番１号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">深江老人集会所</td><td rowspan="2">江田島市大柿町大字深江 845 番地１</td><td>名　称</td><td>深江交流プラザ</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td>江田島市江田島町大字深江 845 番地４</td></tr>
</table>